

一般財団法人 知多地区勤労者福祉サービスセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を愛知県東海市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の在職中及び老後の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (4) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
- (5) センターへの加入促進を図るとともに、生活及び産業に関する情報を発信する事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの目的である事業を行うために、不可欠な財産として評議員会において決議した財産は、センターの基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、センターの事業目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同

様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第8条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 センターに評議員20名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が750,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押

印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とし、法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、このセンターを代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) センターの業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第32条 センターは、基本財産の滅失その他の事由によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、愛知県において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第35条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は理事長が行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の代表理事である理事長は鈴木淳雄とし、業務執行理事である常務理事は松木秀一とする。

4 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

金澤 勝子	近藤 恭行	山田 拓雄	都築 一雄	柴山 訓康
磯部 秋廣	原田 英樹	今村 昌彦	花井 雄二郎	小島 幸夫
沖山 光明	新海 俊彦	成田 盛雄	野村 重博	川口 潤
石堂 和重	伊藤 学	永田 哲弥	久村 俊昌	澤田 仁志
間瀬 政勝	竹内 幸太郎	廣田 信之		

附則

この定款は、平成24年5月25日から施行する。（平成24年5月25日評議員会議決）